

## 吸収合併公告

平成24年12月17日

株主および債権者各位

大阪府中央区上本町西一丁目2番16号  
株式会社 日伝  
代表取締役社長 福 家 利 一

当社は、平成24年12月14日開催の取締役会において、平成25年1月26日を効力発生日として、当社を存続会社とし、大阪府東大阪市加納四丁目10番28号 日伝鉄工株式会社（以下、「消滅会社」という。）を消滅会社として吸収合併を行うことを決議しました。効力発生日をもって当社が消滅会社の権利義務一切を承継して存続し、消滅会社は解散することとなりますので下記のとおり公告いたします。

当社は、会社法796条第3項に基づき株主総会の承認決議を経ずに吸収合併を決定しております。また、当社は消滅会社の全株式を所有しておりますので、この合併による当社の新株式の発行および資本金の額の増加はいたしません。

### 記

1. この吸収合併に異議のある債権者は、本公告掲載日の翌日から1か月以内にお申し出ください。
2. 会社法第796条第4項の規定に基づき、この合併に反対の株主は、本公告掲載の日から2週間以内に書面によりその旨をお申し出ください。
3. 会社法第797条第1項の規定に基づき、この合併に反対で株式買取請求をされる株主は、効力発生日の20日前の日から効力発生日の前日までの間に、書面によりその旨および株式買取請求に係る株式の数をご通知ください。
4. 各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

当社

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

日伝鉄工株式会社

掲 載 紙 官 報

掲載の日付 平成24年11月29日

掲 載 頁 127頁（号外第258号）

以上